

## 様式1

東久留米市教育委員会 殿

学校名 東久留米市立久留米中学校

校長名 花房 康之

### 令和6年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第20条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

#### 記

#### 1 特別支援教室の教育目標

生徒一人一人の自立と社会性を促進するための基礎的な力を育てる

#### 2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な態度及び習慣を養い心身の調和的な発達の基盤を培う。
- (2) 生徒の障害の状態等に応じて、小集団指導及び個別指導にバランスよく取り組ませ、社会生活への適応を図る。

#### 3 指導の重点

- (1) 自分の気持ちや行動を調整する力を身に付けさせ、情緒の安定につなげる。
- (2) ソーシャルスキルトレーニングやアサーション・コーピングなどの具体的な指導を通して、自他の区別ができるようにする。
- (3) 言語及び数量・空間・時間等の概念形成を通して、学習活動や日常生活に必要な基本的態度の習得と改善を図る。
- (4) 気持ちや考えを円滑に伝達し合うコミュニケーション能力を身に付けさせ、より良い人間関係を築くことができるようにする。

#### 4 その他の配慮事項

- (1) 巡回指導教員と特別支援教育コーディネーターを中心に在籍学級と組織的な対応を図る。
- (2) 週2日2単位時間程度を原則とし、個別指導と小集団活動を併用した活動を行う。
- (3) 家庭と巡回指導教員、在籍学級と共通理解を図り、個々の生徒の障害の状態に応じ、具体的な目標や内容を定める。
- (4) 保護者と連携をとりながら、連携型個別指導計画や学校生活支援シートを作成し、全教員で共通理解を図りながら一貫性のある効果的な学習活動を行い、退室を目指す。